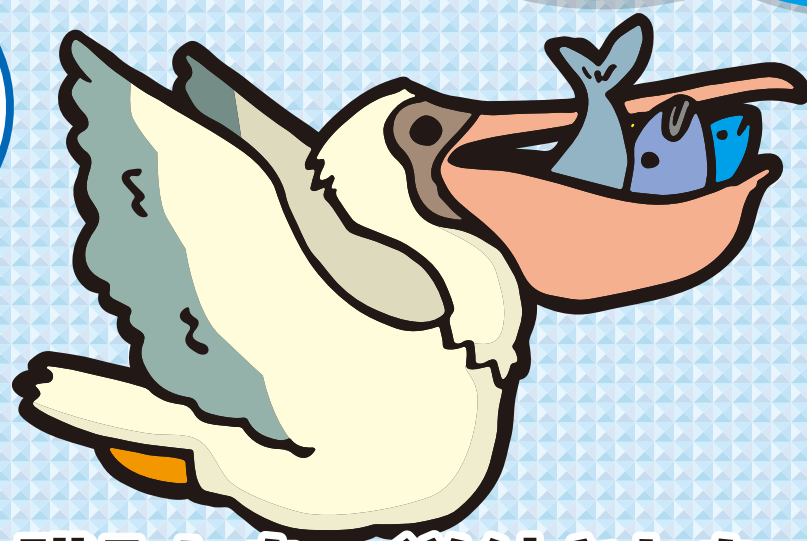


次のような行為が
リスクになります。



海外留学生・研究者
による無断での日本
への生物の持込み



購入した・送付された
海外生物の研究利用



無許可の海外での
生物採取



海外で採取した・
譲渡された生物の
無許可持出し

観光ビザによる
海外研究



海外に由来する生物試料の研究には、 事前の手続きが必要です。

生物多様性条約発効日(1993年12月29日)以降に取得された生物サンプルの研究利用には、
生物多様性条約・名古屋議定書、提供国の法令・ルールに従う必要があります。

強力な支援チームと共に皆様
の研究をサポートします。

このような問題が起こる可能性も!?

- 提供国での逮捕
- 研究成果の発表の停止
- 研究費申請の不受理
- 研究の差し止め
- 提供国への再入国の禁止
- サンプルの利用停止

遺伝研 ABS 学術対策チームまでご相談下さい。

☎055-981-5831

URL

<http://idenshigen.jp>

e-mail

abs@nig.ac.jp



学内、研究所内の
相談窓口は……

こちら

このスペースは大学、研究機関の窓口の提示にお使いください。



国立遺伝学研究所
ABS学術対策チーム



大学共同利用法人
情報・システム研究機構
国立遺伝学研究所

ナショナルバイオリソースプロジェクト

